

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年10月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500192号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500098号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社B事業所において、昭和55年3月31日に資格喪失となっているが、私は昭和55年3月31日付けで退職したため、資格喪失日は昭和55年4月1日となるはずである。請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間において、請求者は昭和55年3月31日まで継続してA社B事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者の離職日は昭和55年3月30日となっている上、複数の同僚に照会したものの、請求者の退職日を確認できる具体的な陳述等を得ることはできなかった。

また、請求者が提出した厚生年金基金加入員証及び企業年金連合会が提出した「中脱記録照会(回答)」によると、請求者の厚生年金基金の資格喪失日は昭和55年3月31日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主及び複数の清算人に照会したものの、請求者に係る人事記録及び給与関係書類等の保存はなかった上、請求者も、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500210号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500099号

第1 結論

請求期間のうち、昭和39年10月1日から昭和40年6月22日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和53年10月1日から昭和54年12月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年10月1日から昭和40年6月22日まで
② 昭和53年10月1日から昭和54年12月1日まで

私は、昭和39年2月から昭和42年3月まで、継続してA社に勤務しており、途中で辞めたことはないが、厚生年金保険の記録では、請求期間①が被保険者期間となっていない。

また、請求期間②において、B社が経営する美容室で勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

請求期間①及び②の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、継続してA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、請求者が、請求期間①においてA社に勤務していたことを確認できる具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、請求者は、請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

請求期間②について、雇用保険の記録から、当該期間のうち、昭和54年4月25日から同年12月1日までの期間において、請求者がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の記録において、B社が適用事業所であった記録は見当たらない。

また、商業登記簿謄本によると、B社は既に解散しており、当時の取締役の連絡先も不明である上、請求者が挙げる複数の同僚についてはいずれも特定することができず、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、請求者は、請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。